

2015 June

6

No.784

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■唐津市 見帰りの滝

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・ 事業主の皆様へ～ 7月10日までに算定基礎届の提出をお願いします。 ..... 2
- ・ 国民年金の加入もれはありませんか? ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ 限度額適用認定申請書 ..... 4
- ・ 健康保険委員の募集について ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・ 平成27年度 社会保険事務講習会ごあんない ..... 6
- ・ 平成27年度 年金シニアライフセミナー ..... 7

- ・ 年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- ・ 賞与支払届の提出をお願いします ..... 8
- ・ 各種適用関係届の提出について、日本年金機構福岡広域事務センターへの送付をお願いします。 ..... 8

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう

事業主の  
皆様へ

# 7月10日までに算定基礎届の 提出をお願いします。

※届出用紙(FD等)は6月初旬より順次、事業所あてに送付されます。

- 「算定基礎届」は4月・5月・6月に支払われた報酬をお届けいただくものです。(給与を当月に支払われる事業所様は4月分・5月分・6月分の給与額をお届けいただきますが、給与を翌月に支払われる事業所様は3月分・4月分・5月分の給与額をお届けいただくことになります。)
- 「算定基礎届」の提出がありませんと、「標準報酬月額」の見直しができまませんので、提出期日までに必ずご提出をお願いします。
- 平成27年5月31日以前から被保険者の方は、「算定基礎届」の提出が必要です。(6月初旬にお送りしております「算定基礎届」は5月19日までに年金事務所または事務センターで把握している被保険者について、氏名・生年月日等を印字しておりますので、平成27年5月31日以前から被保険者である方で送付された「算定基礎届」に記載のない方は手書きによりお届けが必要となります。)
- 「総括表」及び「総括表 附表」のご提出をお願いします。(現在、**被保険者が「0人」**の場合でもご提出ください。)

社会保険・労働保険事務説明会を開催します。

開催日時等については本誌5月号に掲載しておりますのでご参照ください。

## 定時決定における保険者(特例的な)算定の基準

定時決定において、保険者算定(被保険者の勤務日数や報酬等を勘案し、年金事務所において標準報酬月額の決定を行うこと)ができる場合についての、具体的な基準は、次のとおりです。

- ① 4、5、6月の3ヶ月間において、3月分以前の給料の遅配を受け、又は、さかのぼった昇給によって数ヶ月分の差額を一括して受けるなど、通常受けるべき報酬以外の報酬を当該期間において受けた場合
- ② 4、5、6月のいずれかの月において低額の休職給を受けた場合
- ③ 4、5、6月のいずれかの月においてストライキによる賃金カットがあった場合
- ④ 「当年の4、5、6月の3ヶ月間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」と、「前年の7月から当年の6月までの間に受けた報酬の月平均額から算出した標準報酬月額」の間に2等級以上の差を生じた場合であって、当該差が業務の性質上例年発生することが見込まれる場合(いずれも支払基礎日数が17日未満の月を除く。)

※上記④の届出方法について

算定基礎届の備考欄に『年間平均』と記載いただき、次の書類(定められた様式があります)を添付してください。

- ・年間報酬の平均で算定することの申立書(様式1)
- ・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(様式2)

- ⑤ 給与計算期間の途中(途中入社月)で資格取得したことにより、4月、5月、6月のいずれかに1か月の報酬が受けられなくなった月がある場合

ご不明な点等がありましたら、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

## 国民年金の加入もれはありませんか？

- 厚生年金に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた配偶者についても同様です。
- 再就職された場合であっても、未加入の期間がある場合は、加入手続きが必要です。

## 国民年金第3号被保険者関係の届出について

- 第3号被保険者に該当したときの届出以外に、第2号被保険者が転職や退職したときも届出が必要です。具体的には、以下のような場合に届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者である第2号被保険者が会社を退職したとき</li> <li>● 配偶者である第2号被保険者の扶養から外れたとき</li> <li>● 配偶者である第2号被保険者と離婚したとき</li> <li>● <u>配偶者である第2号被保険者が65歳になったとき</u></li> </ul>	第3号→第1号	住所他の市区町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人(第3号被保険者)が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき</li> </ul>	第3号→第2号	勤務先
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 配偶者である第2号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき(例えば厚生年金から共済組合)</li> </ul>	第3号→第3号 (種別は変わりませんが届出は必要です)	第2号被保険者の勤務先

### 【被保険者種別の説明】

#### 第1号被保険者

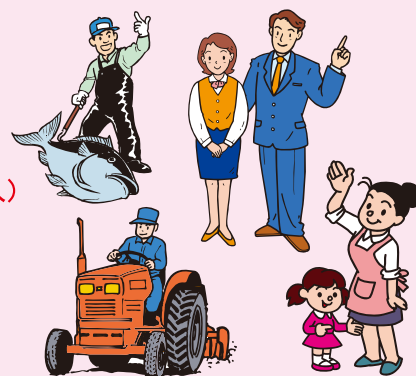
農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生

#### 第2号被保険者

厚生年金保険や共済組合に加入している人(原則65歳未満の人)

#### 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者



### 保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

退職後、納付が困難な場合は、別途申請(失業による特例申請)をいただくことにより全額免除または減額を受けられる可能性があります。

※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。

**年金機能強化法が施行されたことにより、2年前まで遡って免除制度をご利用いただくことができます。**

国民年金の加入手続・申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所国民年金課 TEL 0955-72-5163
- 武雄年金事務所国民年金課 TEL 0954-23-0121

# 限度額適用認定申請書

入院や通院で医療費が高額になる場合、窓口でのお支払いが一定の金額(自己負担限度額)となる【限度額適用認定証】の交付を受けることで、一時的な費用負担を軽減することができます。

## 70歳未満の自己負担限度額

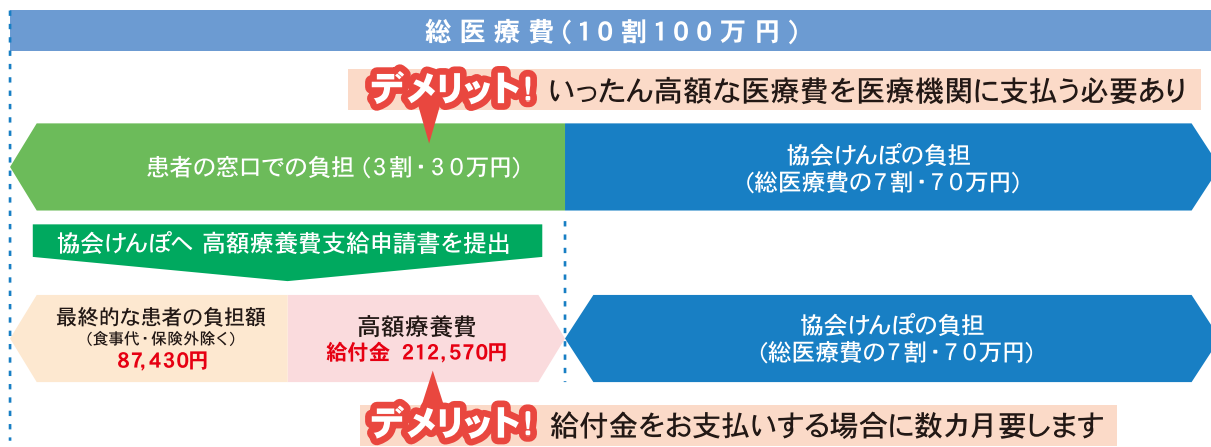
医療機関に限度額適用認定証を提示することで、同一の月において、それぞれ一医療機関ごとの窓口での一部負担金の支払額が下記の自己負担限度額までとなります。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	自己負担限度額 (多数該当※)
区分ア(標準報酬月額83万円以上の方)	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
区分イ(標準報酬月額53~79万円の方)	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
区分ウ(標準報酬月額28~50万円の方)	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
区分エ(標準報酬月額26万円以下の方)	57,600円(定額)	44,400円
区分オ 低所得者	35,400円(定額)	24,600円

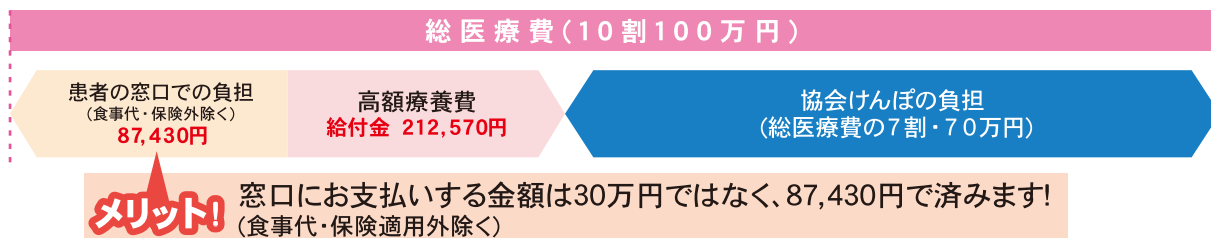
※多数該当とは 診療月を含めた直近1年間に高額療養費の支給を受けた(受けられる)場合は、4回目から自己負担限度額が軽減されます。

## (例)負担割合が3割の方で7月1日~7月14日A病院に入院したケース

### 限度額適用認定証を使用しない場合

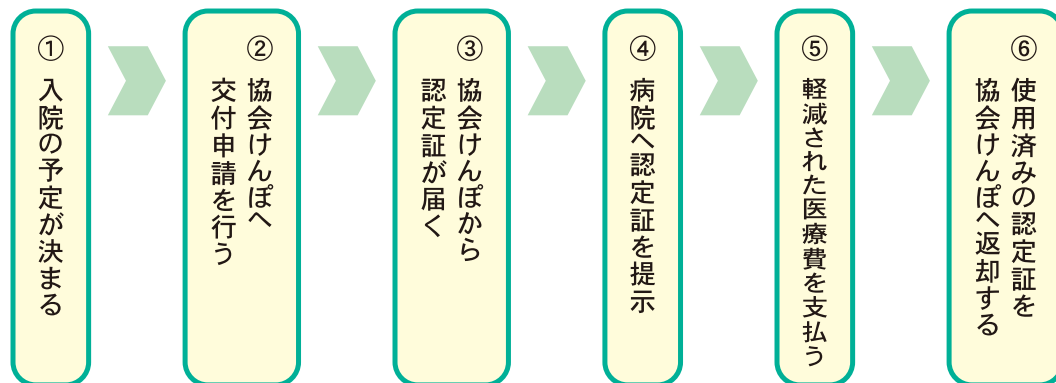


### 限度額適用認定証を使用した場合



- 医療機関等を受診する際は、保険証をその都度必ず提示しましょう。
- 保険証は退職日の翌日以降使用できません。退職時はすみやかに事業所へご返却ください。

## 申請の流れ



※外来でも申請可能です。 ※ご自宅以外を送付先に指定することも可能です

## 限度額適用認定証に関する注意点

- **提出不要な方**  
70歳以上の現役並み所得者・一般所得者の方は「高齢受給者証」を提示することにより、医療機関窓口での負担が自己負担限度額までとなります。
- **被保険者が非課税の方**  
「区分ウ」および「区分エ」の方のうち、市区町村民税が非課税などによる低所得者の方は、「区分オ」の扱いとなり、別様式での申請となります。(申請書名…健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書)
- **有効期限**  
申請月の初日(資格取得した月の申請の場合には資格取得日)から**最長で1年間**となります。

詳しい内容や申請書のダウンロードはこちらから→

協会けんぽ 佐賀

検索



## 健康保険委員の募集について

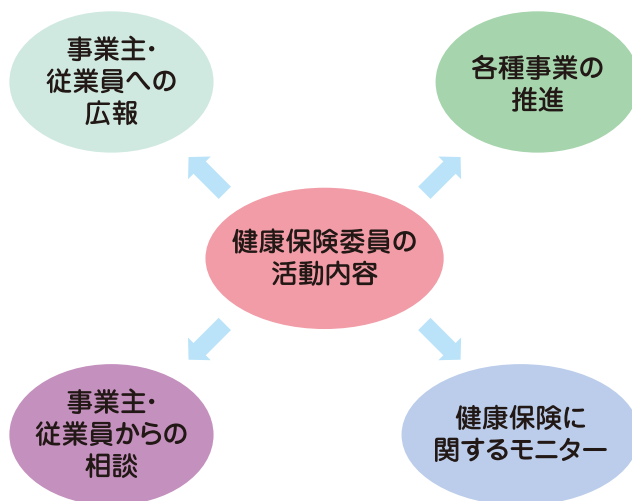
協会けんぽでは、健康保険委員(健康保険サポーター)として、健康保険事業の推進にご協力いただける方を募集しています。

### 健康保険委員とは…

事業所と協会けんぽをつなぐ橋渡し役  
現在活動中の方約1,400名

### こんなメリットがあります!

- ① 健康保険委員限定小冊子を配布します
- ② 研修会等へ無料で参加できます
- ③ 会費は一切かかりません
- ④ 表彰制度があります



※応募方法等詳細につきましては、ホームページをご参照いただくか、下記までご連絡いただきますようお願いいたします。



平成  
27  
年度

# 社会保険事務講習会のごあんない

## 6月『在職老齢年金等について』

年金の制度改正や働きながら受給する  
在職老齢年金等について学びます。

## 7月『新任担当者のための適用実務』

新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、  
社会保険の適用の基礎をわかりやすく学びます【初級編】

地区	平成27年	会場	地区	平成27年	会場
武雄会場	6月8日(月)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	佐賀会場	7月9日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
佐賀会場	6月11日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	武雄会場	7月17日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	6月16日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	唐津会場	7月23日(木)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
唐津会場	6月26日(金)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)	鳥栖会場	7月30日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師●日本年金機構年金事務所職員			講師●社会保険労務士		
対象者 社会保険事務担当者の方			対象者 新しく社会保険の事務担当になられた方		

●実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**  
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)  
 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

参加料 **会員事業所は無料** (平成26年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ  
 一般財団法人 佐賀県社会保険協会  
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**  
 主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号  ☞おわかりになる範囲で結構です。

参加希望 会場日時	『在職老齢年金等について』 (武雄・佐賀・鳥栖・唐津)会場 平成 年 月 日( )	『新任担当者のための適用実務』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖)会場 平成 年 月 日( )
	参加者氏名	
事業所名		
事業所所在地	〒 <input type="text"/> 事業所電話番号 ( ) - <input type="text"/>	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

平成27年度

「こんなはずじゃなかった」防止!



# 年金シニアライフセミナー

～現役引退後・これからの「不安…」を「楽しみ!」に変える4時間～

将来の不安には、解消できるものもある。

「年金シニアライフセミナー」は、健康で、経済的にも豊かな“新しい人生”を過ごすための情報を提供するセミナーです。「生きがい」「社会保険」「家庭経済」3テーマを中心とする講義で、皆さまの「ライフプラン」設計をサポートします。

実施時間 (各会場共通)

12:45 受付  
13:00 開始  
16:40 終了

佐賀会場	唐津会場
平成27年 <b>7月5日</b> 日	平成27年 <b>7月12日</b> 日
会場/マリトピア 佐賀市新栄東3-7-8	会場/唐津国民宿舎虹の松原ホテル 唐津市東唐津4丁目(虹の松原)

対象者

厚生年金の被保険者及び配偶者の方  
健康保険委員・年金委員等◎**特にご夫婦の参加をお勧めします**

募集定員

各会場とも**50名** (ただし、申し込み先着順とします)  
※受講決定者には後日、案内のハガキをお送り致します。

内容

退職後の健康保険・年金・雇用保険等について  
ライフプランと生きがい・家庭経済等

参加費  
無料



下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階  
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377  
主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会・全国社会保険委員会連合会



〈キリトリ線〉

## 年金シニアライフセミナー参加申込書 FAX.0952-26-3377

参加希望会場	佐賀会場 ・ 唐津会場		
事業所名			
参加者氏名	(被保険者 ・ 健保年金委員 ・ 被扶養者他)	年齢	歳
参加配偶者氏名		年齢	歳
参加者住所	〒	参加者 TEL	

※申込書にご記入いただきました情報は、このセミナー以外の目的には使用いたしません。

平成27年7月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
			1 多久市役所 (予約)	2	3 伊万里市役所 (予約)	4
5	6 延長相談 19時まで	7 鹿島市民会館 (予約)	8 有田町役場 (東庁舎) (予約)	9	10 伊万里市役所 (予約)	11 年金事務所 休日相談日 (予約)
12	13 延長相談 19時まで	14 基山町役場 (予約)	15 多久市役所 (予約)	16	17 伊万里市役所 (予約)	18
19	20	21 鹿島市民会館 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	22 有田町役場 (本庁舎) (予約)	23	24 伊万里市役所 (予約)	25
26	27 延長相談 19時まで	28 基山町役場 (予約)	29	30	31 伊万里市役所 (予約)	

年金相談の  
時間延長 週初めの開所日 17:15~19:00 年金事務所  
休日相談日 県内年金事務所の休日相談日  
受付時間 9:30~16:00

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。  
※希望される日の前日までに申し込んでください。

予約申込先  
●佐賀年金事務所……………☎0952-31-4191  
●唐津年金事務所……………☎0955-72-5161  
●武雄年金事務所……………☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

## 賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支給されたときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」及び「賞与支払届総括表」の提出をお願いします。また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合にも、「賞与支払届総括表」の④欄「不支給1」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

### ●資格取得月・資格喪失月の取扱い

- ・資格取得した月（資格取得日以降）に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。
- ・資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。
- ・資格取得した月に資格喪失となった場合で、資格取得日から資格喪失日の前日までに支払われた賞与については保険料の対象となり届出が必要です。

## 各種適用関係届の提出について、 日本年金機構福岡広域事務センターへの送付をお願いします。

資格取得届、資格喪失届、被扶養者（異動）届、賞与支払届、算定基礎届、月額変更届などの適用関係の各種届書を提出される場合は、下記の所在地へ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2丁目10-19 福岡ファッションビル2F

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用第2グループ

※年金事務所に提出された場合であっても福岡広域事務センターへ回送しますので、回送にかかる期間について処理が遅れます。

## 社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成27年6月分保険料の納付期限は平成27年7月31日（金）です。